

## 第6章 介護保険サービスの充実と適正な運営

### 1 介護保険サービスの充実

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年、団塊ジュニアが65歳以上の高齢者となる2040年を見据え、介護保険制度をはじめ国の社会保障制度全体が変革を迫られています。

介護保険運営においては、地域における介護サービスへの要望を的確に把握するとともに、新規サービスについて町内はもとより道内の事業者にも情報提供して呼びかけを行い、整備を誘導していくことが必要です。

また、サービス整備の検討の際には、人材確保対策や資質向上策についても合わせて検討していくことが重要です。

### 2 サービスの基盤整備

第8期計画期間中においては、町内で施設整備の予定はありませんが、地域密着型サービスの「小規模多機能型居宅介護施設」や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、町内でも需要があると考えられ、今後の整備の是非について今計画期間中に検討が必要です。

隣町の浦河町では、サービス付き高齢者住宅が平成28年秋に開設したあと、平成30年秋に29床の増床をしており、様似町からも6～9名の利用があります。サービスとしては、訪問介護、訪問看護、居宅療養管理指導、居宅介護支援などを利用しています。

隣町のえりも町では、小規模多機能型居宅介護支援施設が平成30年秋に開設しました。地域密着型に分類される施設で、現在のところはえりも町民を対象とした施設ですが、当町で利用希望者が出てきた場合にはあらためて指定について協議することとしております。

既存のサービスや近隣町の動向、さらに当町の要介護高齢者数の今後の推移予測を見ながら整備検討が必要です。

#### [8期計画期間中の目標及び施策]

令和3年度	令和4年度	令和5年度
町内事業者と、新たな介護サービスの必要性について意見交換をし、その上で、事業者側の整備意向の有無について確認を行う。(町内事業者への公募) 町内で使用可能な建物(併設を含む)について調査する。	町内事業者から整備意向があった場合には、連携して整備に向けた協議をしていく。  町内事業者による整備意向がなかった場合は、広く道内の事業者に向けて公募を行う。	整備意向のあった事業者と整備に向けた協議を継続し、サービスの開始に向けて取り組む。事業者が見つからなかった場合は、代替サービスについて関係者と協議する。 (次期計画期間での整備について意向確認する。)

令和3年度	令和4年度	令和5年度
町独自給付について他自治体の事例を基に検討し、実現可能なものは実施していく。	町独自給付について、希望や実績について分析し今後の検討を行う。	町独自給付について、希望や実績について分析し次期計画期間での見直しを検討する。

### 3 人材確保と資質向上

近年、全国的に介護関係の人材が不足しています。町や町内事業所で職員募集をしても応募がなく、町内の特養では人材紹介会社を経由した職員補充も行っています。

H29年度には、町内で居宅介護支援業務を担う人材（ケアマネジャー）が極端に不足したため、町内的に利用者の担当調整をして急場をしのぎましたが、こうした事態は関係職員への負担も大きく、町内の介護人材の安定的な確保は最重要となる課題です。

様似町では、平成26年度より保健・医療・介護の人材確保のために「修学就業資金貸付条例」を定め、数名の利用者がいます。今後も当制度を継続するとともに、より効果が上がるように制度の見直しや各方面との連携が必要です。

また、総合事業において多様なサービスを創設する場合には、無資格者等にもサービス提供を担ってもらう方法も考えられ、その場合は研修会開催など独自の人材養成も必要です。（現在は、生活支援体制整備事業としての「ボランティア養成講座」を様似町主催で開催。）

国の法改正により介護職員が研修すべき内容も増加しており、今後の情報に注視し、町内の介護関係職員に対して研修の参加を奨励していきます。

#### [8期計画期間中の目標及び施策]

令和3年度	令和4年度	令和5年度
修学就業資金貸付について、近隣町に就業した場合の返還免除について検討する。	研修会参加助成を実施し、希望者数や実績について分析し、今後の検討をする。	研修参加助成を継続する。資質向上（及び定着）のための町内研修会を実施する。
介護職関係の研修会参加に対する助成制度を検討し（対象や内容）、実施につなげる。	資質向上（及び定着）のための町内研修会の内容を検討する。	小中学校、高校に出向いての「介護の仕事」についての普及活動について検討する。
介護離職の防止について町内に啓発の広報をする。	中高生の職場体験等の際に「介護の仕事」についての普及活動を検討する。	次期計画に向けた人材確保対策について、事業者の現状等の聞き取り調査を行う。
制度改正についての説明会を実施する。（事業者向けの資料を作成する。）	介護事業所での職員の定着率を調査し、対応策を検討する。	介護職員定着のための施策を実施していく。

## 4 介護保険の適正運営

介護保険制度の趣旨や仕組みやサービス内容について、広報誌やホームページの活用、出前講座の実施などにより、町民への周知を行います。

介護サービスに関する利用者からの相談や苦情については、身近な相談窓口として適切に対応するとともに、関係機関と連携し課題解決に努めます。

介護給付適正化事業では、これまで主要 5 事業のうち「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」について取り組んできました。必要な人に適正なサービスを届けられるよう、今後も取り組みを継続します。「介護給付費通知」については、その費用対効果を考慮し現在は実施をしておりません。

また、「保険料未納者への給付制限」については、これまで町内で対象例がありませんでしたが、制度周知について積極的な広報が必要です。

町が指定する事業所への指導監査については、平成 30 年度から権限が市町村となった「居宅介護支援事業所」や、「総合事業のサービス（町内では H29 年度から実施）」などがあります。法制度について再確認するとともに、よりよいサービスが提供されるような指導に努めます。

### [ 8 期計画期間中の目標及び施策 ]

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
これまで行っている適正化事業について点検し、制度について再確認する。	ケアプランについて、さらなる点検を実施し、町外との違いや、利用限度額の利用割合等も調査する。	適正化事業について、未実施の事業（給付通知）について実施の再検討をする。
町が指定する事業所（居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービス、総合事業におけるサービス事業）について、条例や要綱等を再確認する。	町が指定する事業所の指導や監査について、実施予定や内容を再確認し、北海道との共同実施についても検討する。	町が指定する事業所の指導や監査について、随時実施していく。（6年間の指定期間内に最低1回）
制度改正に対応してガイドブックやHP掲載の内容を早期に更新する。	道が指定する事業所への関り方についても検討する。	給付制限措置の今後の運用について内部協議を行う。  今後の制度改正点を把握し、次期計画作成につなげる。

## 5 第8期の各サービス見込量の推計

認定者数の推計及びこれまでのサービス利用実績、町内外の介護サービス事業所の動向を考慮し、各年度の実績を基に、必要なサービス見込量の推計を行いました。

※令和3年度～5年度は、介護認定者数は同じ位と予想されることから、8期計画の各年度を同じ数値で予測しているサービスもあります。

※平成30年度、令和元年度は4月～3月の実績値。令和2年度は4月～2月実績を元にした推計値。令和3年度以降は手作業による推計値。

※数値の四捨五入により実際の人数と合わない場合（例. 0人）もあります。

### (1) 訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排泄等の介護や日常生活の支援を行います。実績では、町外のサ高住に入居の場合（特に介護度が高い場合）に1人当たりの回数が多いです。

#### ■介護給付

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数（回／月）	855	918	892	850	890	890
人数（人／月）	36	45	42	43	44	44

※介護予防訪問介護は、平成29年度末までに地域支援事業に移行しました。

### (2) 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

看護職員や介護職員が居宅を訪問して、浴槽を提供して入浴の介助を行います。サービスを受けるかたがいるかどうかで実績は増減します。

#### ■介護給付

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数（回／月）	10	9	10	9	9	9
人数（人／月）	1	1	1	1	1	1

#### ●予防給付

ここ数年、予防給付の実績はありません。

### (3) 訪問看護／介護予防訪問看護

主治医の指示に基づき、看護師・保健師等が居宅を訪問し、健康チェックや療養に関する助言等を行います。主に、隣町の浦河町の事業所により提供されています。

#### ■介護給付

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数（回／月）	103	110	114	105	105	105
人数（人／月）	13	15	15	16	16	16

●予防給付

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
回数 (回/月)	17	14	13	16	16	16
人数 (人/月)	4	4	4	4	4	4

(4) 訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問し、機能訓練等を行います。リハビリ重視の国の施策や、隣町の老健の増床、職員増を考慮し、利用増を見込んでいます。

■介護給付

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
回数 (回/月)	0	2	3	13	13	13
人数 (人/月)	0	0	0	3	3	3

●予防給付

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
回数 (回/月)	1	3	3	6	6	6
人数 (人/月)	0	1	2	2	2	2

(5) 居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。隣町のサ高住に住む方の利用実績などが入っています。

■介護給付

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人数 (人/月)	19	20	17	20	20	21

●予防給付

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人数 (人/月)	1	1	1	1	1	1

(6) 通所介護/(介護予防通所介護)

デイサービスセンターに通い、入浴や食事の提供、健康チェック等を受けたり、レクリエーションに参加したりできます。

■介護給付

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
回数 (回/月)	365	331	309	338	338	338
人数 (人/月)	53	48	41	43	43	45

※介護予防通所介護は、平成 29 年度末までに地域支援事業に移行しました。

(7) 通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設等に通い、施設において機能訓練等を受けられます。訪問リハと同じ理由

により利用増を見込んでいます。

■介護給付

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
回数 (回/月)	16	20	17	24	24	24
人数 (人/月)	3	2	2	4	4	4

●予防給付

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人数 (人/月)	1	2	3	2	2	2

### (8) 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

家庭における介護が一時的に困難になった場合などに、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、食事・入浴・排泄等の介護や日常生活の支援が受けられます。

※連続しての利用が 30 日を超える場合、1 日は介護保険外の町事業での利用が可能です。

※例えば、1 人当たりの利用日数が長ければ、令和 2 年度のような実績(見込み)となります。

■介護給付

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日数 (日/月)	264	206	384	324	349	349
人数 (人/月)	16	13	17	13	14	14

●予防給付

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日数 (日/月)	2	4	1	0	0	0
人数 (人/月)	0	1	0	0	0	0

### (9) 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間宿泊し、医学的管理のもと、介護、機能訓練、その他必要な日常生活の支援が受けられます。

■介護給付

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日数 (日/月)	10	8	12	25	25	25
人数 (人/月)	1	1	1	2	2	2

●予防給付

ここ数年、予防給付の実績はありません。

### (10) 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険における指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム等に入所し、食事・入浴・排泄等の介護のほか、機能訓練等のサービスを受けられます。町外の該当施設に入所した場合に給付実績が出ますが、人数予測が難しいところです。

■介護給付

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人数 (人/月)	2	1	0	1	1	2

●予防給付

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人数 (人/月)	2	1	1	2	2	1

(1 1) 福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与

特殊寝台や車椅子等の福祉用具を貸与するサービスです。介護度によっては、対象とされない用具があります。

■介護給付

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人数 (人/月)	31	33	35	35	35	37

●予防給付

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人数 (人/月)	20	18	17	16	16	16

(1 2) 特定福祉用具購入/介護予防特定福祉用具購入

貸与になじまない腰掛け便座や入浴補助用具等の購入費の一部が支給されます。月平均 1 人の場合、年間で 12 人 (12 件) 程度の利用実績となります。

■介護給付

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人数 (人/月)	1	1	1	1	1	1

●予防給付

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人数 (人/月)	0	1	1	1	1	1

(1 3) 住宅改修/介護予防住宅改修

手すりの取り付けや段差の解消等により自宅での生活を支援するほか、介護を行う人の負担を軽減するために行う小規模な住宅改修について、費用の一部が支給されます。

月平均 1 人の場合、年間で 12 人 (12 件) 程度の利用実績となります。

■介護給付

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人数 (人/月)	1	1	1	1	1	1

●予防給付

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人数 (人/月)	1	1	0	1	1	1

#### (14) 居宅介護支援／介護予防居宅介護支援

介護支援専門員が、要支援・要介護者やその家族の方々と相談しながら介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービスの提供を確保するために事業者との連絡調整を行います。

要支援相当の方で総合事業のサービスのみを利用する場合のケアプラン作成は、平成 29 年度末までに地域支援事業に移行されています。

##### ■介護給付

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人数（人／月）	82	92	95	101	102	104

##### ●予防給付

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人数（人／月）	25	20	22	21	21	21

#### (15) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護＜地域密着型＞

介護職員と看護師が一体的または密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話等に対して随時対応します。近隣には事業所はありません。住所地特例で遠隔地のサ高住を利用する場合などの実績になります。

##### ■介護給付

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人数（人／月）	1	0	1	1	1	1

#### (16) 夜間対応型訪問介護＜地域密着型＞

夜間に定期的にヘルパーが巡回して訪問介護を行うほか、24 時間体制のもと緊急時に利用者の通報を受けヘルパーが対応します。近隣には事業所がなく、利用実績はありません。

#### (17) 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護＜地域密着型＞

認知症の方を対象とした通所介護サービスです。近隣には事業所がなく、利用実績はありません。

#### (18) 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護＜地域密着型＞

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、必要に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、「通い」でなじみのある職員から受けられるサービスです。利用実績はありません。

隣町のえりも町で R1 年度に 1 カ所新規開設しています。様子町内では、過去に整備を検討した事業所がありましたが開設には至りませんでした。

#### (19) 看護小規模多機能型居宅介護＜地域密着型＞

小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を受けられます。近隣には事業所がなく、利用実績はありません。



浦河町で R3 年度中に 1 カ所開設予定（定員 24 人）のため、利用実績を見込んでいます。退院後にも医療的ケアが必要な場合などに利用が予想されます。浦河町の指定による地域密着型サービスですが、様似町やえりも町の住民の利用も考慮に入れているとのことです。

■介護給付

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人数（人／月）	0	0	0	1	4	4

**（20）認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護＜地域密着型＞**

認知症の方が共同生活を送りながら、家庭的な雰囲気の中で介護職員による食事・入浴・排泄等の介護を受けられます。日高東部 3 町で広域指定している施設が浦河町にあり、様似町は 5 名分の枠を確保しています。

■介護給付

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人数（人／月）	5	5	5	5	5	5

**（21）地域密着型特定施設入居者生活介護**

定員 29 人以下の小規模な有料老人ホーム、軽費老人ホームでのサービスです。近隣には事業所がなく、利用実績はありません。

**（22）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**

定員 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームでのサービスです。近隣には事業所がなく、利用実績はありません。

**（23）地域密着型通所介護**

定員 18 人以下の小規模な通所介護施設でのサービスです。当町には事業所がありませんが、遠隔地での利用実績が出る場合があります。

■介護給付

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人数（人／月）	0	0	1	0	0	0

※四捨五入により 0 人ですが、H30 年度と R2 年度に利用実績があります。

**（24）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）**

寝たきりや認知症により常時介護が必要な、自宅では介護が困難な方が入所する施設で、食事・入浴・排泄等の介護や日常生活および療養上の支援を行います。

平成 27 年度より新規入所の対象者が原則、要介護 3 以上に変更になりました。

町外の特養に住所地特例扱いで入所している方も含まれています。

町内には「様似ソビラ荘」があり、平成 29 年の移転改築で定員が増えています。

■介護給付

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人数 (人/月)	59	62	61	63	63	63

(25) 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点を置いた介護が必要な方が入所できる施設で、医学的な管理のもとで介護や看護、機能訓練や療養上の支援を行います。

■介護給付

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人数 (人/月)	7	5	3	7	7	7

(26) 介護医療院

慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理や、看取り・ターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新しい介護施設です。近隣には施設の整備予定がなく、利用見込みはありません。

(27) 介護療養型医療施設

病状が安定した後、長期において専門的な治療が必要な方のための療養施設です。

今後、介護医療院に転換していく予定の施設で、令和 5 年度末まで廃止期間が延長されました。H29 年度以降は利用実績がありません。

## 6 第8期の給付費の推計

### (1) 予防給付

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
◎介護予防サービス						
訪問介護	※総合事業に移行済み					
訪問入浴	0	0	0	0	0	0
訪問看護	1,402	1,233	1,562	1,863	1,864	1,864
訪問リハビリ	28	135	262	238	238	238
居宅療養管理	44	72	3	97	97	97
通所介護	※総合事業に移行済み					
通所リハビリ	506	818	1,095	849	849	849
短期入所	118	231	60	0	0	0
短期入所(療養)	0	0	0	0	0	0
特定施設入所	626	0	1,367	2,285	2,285	1,143
福祉用具貸与	788	718	698	658	658	658
福祉用具購入	63	273	236	360	360	360
住宅改修	713	428	247	720	720	720
◎地域密着型介護予防サービス						
認知対応通所	0	0	0	0	0	0
小規模多機能	0	0	0	0	0	0
認知対応共同	0	0	0	0	0	0
◎介護予防支援						
介護予防支援	1,295	1,166	1,127	1,116	1,117	1,117
<b>予防給付費 合計</b>	<b>5,583</b>	<b>5,074</b>	<b>6,657</b>	<b>8,186</b>	<b>8,189</b>	<b>7,046</b>

## (2) 介護給付

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
◎居宅サービス						
訪問介護	34,001	36,160	29,141	33,855	35,258	35,258
訪問入浴	1,584	1,450	1,598	1,483	1,484	1,484
訪問看護	8,209	8,494	8,834	7,450	7,454	7,454
訪問リハビリ	0	82	189	473	474	474
居宅療養管理	1,466	1,423	1,166	1,411	1,423	1,492
通所介護	35,114	31,622	29,015	29,907	29,924	32,042
通所リハビリ	1,688	2,245	1,992	2,647	2,648	2,648
短期入所	23,379	18,782	32,121	28,571	30,582	30,582
短期入所(療養)	1,403	1,158	1,474	3,080	3,082	3,082
特定施設入所	3,528	2,322	0	1,932	1,933	3,866
福祉用具貸与	3,732	3,692	4,394	4,322	4,272	4,589
福祉用具購入	148	526	262	360	360	360
住宅改修	611	549	700	1,080	1,080	1,080
◎地域密着型サービス						
定期巡回随時	2,513	283	1,365	2,177	2,178	2,178
夜間対応	0	0	0	0	0	0
認知対応通所	0	0	0	0	0	0
小規模多機能	0	0	0	0	0	0
認知対応共同	15,409	16,115	16,448	16,601	16,610	16,429
地域特定施設	0	0	0	0	0	0
地域介護施設	0	0	0	0	0	0
看護小規模多	0	0	0	2,322	9,477	9,477
地域通所介護	180	0	526	0	0	0
◎施設サービス						
介護福祉施設	169,955	181,592	184,217	194,847	195,958	195,958
介護保健施設	23,816	18,498	11,802	16,304	16,313	16,313
介護医療院	0	0	0	0	0	0
介護療養型	0	0	0	0	0	0
◎居宅介護支援						
居宅介護支援	14,119	15,235	15,364	16,274	16,438	16,826
<b>介護給付費 合計</b>	<b>340,856</b>	<b>340,227</b>	<b>340,608</b>	<b>365,096</b>	<b>376,948</b>	<b>381,592</b>

## 7 地域支援事業費の見込

※歳入分を除いた費用額 (単位：円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護予防・ 日常生活支 援総合事業	訪問型サービス	7,700,000 (30人)	7,700,000 (30人)	7,700,000 (30人)	23,100,000
	通所型サービス	12,300,000 (36人)	12,300,000 (36人)	12,300,000 (36人)	36,900,000
	ケアマネジメント	8,600	8,600	8,600	25,800
	一般介護予防事業	1,511,000	1,511,000	1,511,000	4,533,000
	その他(審査支払等)	67,000	67,000	67,000	201,000
包括的支援事業費 及び任意事業	包括支援センターの運営	5,406,000	5,406,000	5,406,000	16,218,000
	任意事業(成年後見関係等)	248,000	248,000	248,000	744,000
包括的支援事 業(社会保 険充実分)	在宅医療・介護連携推進事業	175,000	175,000	175,000	525,000
	生活支援体制整備事業	1,083,000	1,083,000	1,083,000	3,249,000
	認知症関連事業	1,782,000	1,782,000	1,782,000	5,346,000
	地域ケア会議推進事業	0	0	0	0
<b>地域支援事 業費合計</b>		<b>30,280,600</b>	<b>30,280,600</b>	<b>30,280,600</b>	<b>90,841,800</b>

## 8 介護保険料額の算定

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
総給付費 (予防給付費+介護給付費)	373,282,000	385,137,000	388,638,000	1,147,057,000
特定入所者介護サー ビス費等給付額(財政影響 額調整後)	32,598,502	30,813,070	31,181,380	94,592,952
高額介護サービス費等 給付額(財政影響額調整 後)	10,594,107	10,604,501	10,732,652	31,931,260
高額医療合算介護サー ビス費等給付額	1,179,382	1,182,956	1,197,251	3,559,589
審査支払手数料	282,303	283,122	286,524	851,949
地域支援事業費	30,280,600	30,280,600	30,280,600	90,841,800
計	令和3年度～令和5年度			1,368,834,550
第1号被保険者負担分 相当額(計×0.23)	令和3年度～令和5年度			314,831,947

**保険料収納必要額（令和3年度～令和5年度）**

＝第1号被保険者負担分相当額＋調整交付金相当額－同交付金見込額  
 －保険者機能強化推進交付金見込額＋町独自給付費－町準備基金取崩額  
 ＝314,831,947＋67,137,628－98,332,000－1,800,000＋300,000－8,000,000 ＝274,147,575 円  
 ※調整交付金関係は「見える化」システムにて自動算出しています。  
 ※準備基金は 73,537,000 円のうち 8,000,000 円の取崩しとしています。

**第8期の第1号被保険者の介護保険料の基準額（月額）**

＝保険料収納必要額÷収納率÷所得段階別加入割合補正後の被保険者数÷12か月  
 ＝274,147,575 円÷0.99÷5,016 人÷12  
 ＝4,600.557…≒**4,600 円(月額)** 55,200 円(年額)

※所得段階別加入割合補正後の被保険者数は「見える化」システムにて自動算出しています。

※第7期の月額保険料 **4,600 円** と同額となります。

◎基金取り崩しにより、月額で、4,734 円→4,600 円 に保険料額の上昇が抑制されています。

**保険料段階別の保険料額（令和3年度～5年度）**

段階	保険料率	年間保険料額	対象者
第1段階	<del>×0.50</del> ×0.3	<del>27,600</del> 16,500	生活保護受給者等 町民税世帯非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下
第2段階	<del>×0.75</del> ×0.5	<del>41,400</del> 27,600	町民税世帯非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円超 120 万円以下
第3段階	<del>×0.75</del> ×0.7	<del>41,400</del> 38,600	町民税世帯非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円超
第4段階	×0.90	49,600	町民税本人非課税・世帯課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下
第5段階	基準額	55,200	町民税本人非課税・世帯課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円超
第6段階	×1.20	66,200	町民税本人課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満
第7段階	×1.30	71,700	町民税本人課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 <u>210</u> 万円未満
第8段階	×1.50	82,800	町民税本人課税で、前年の合計所得金額が <u>210</u> 万円以上 <u>320</u> 万円未満
第9段階	×1.70	93,800	町民税本人課税で、前年の合計所得金額が <u>320</u> 万円以上

※年間保険料額は 100 円未満の額は切り捨てとなります。

※第1～3段階の方は、国による保険料軽減強化により保険料率が上表のとおり引き下げとなります。